

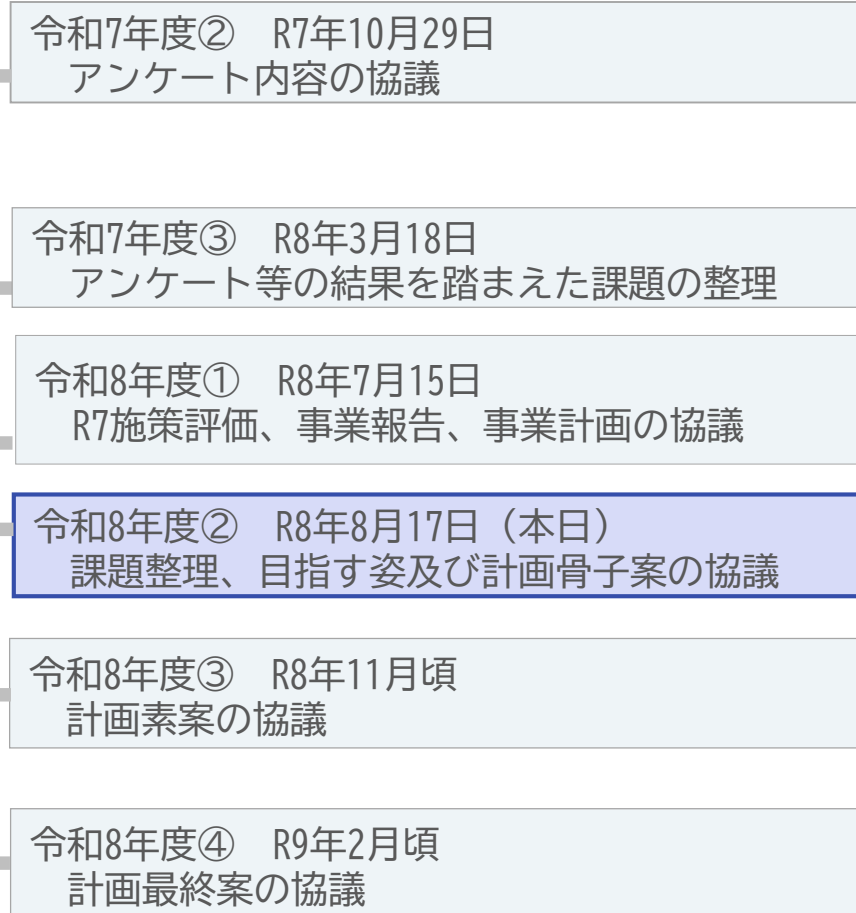
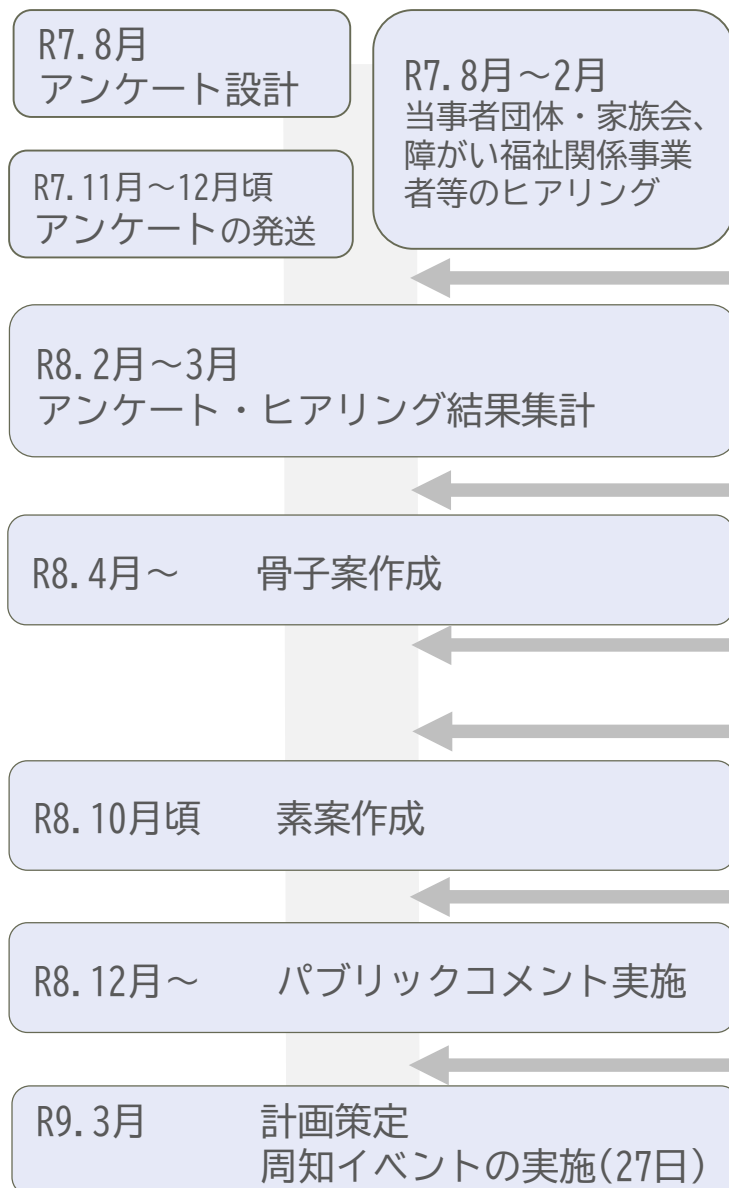
次期ながふく障がい者プランの骨子(案)について

資料1

次期ながふく障がい者プラン策定事業(スケジュール)

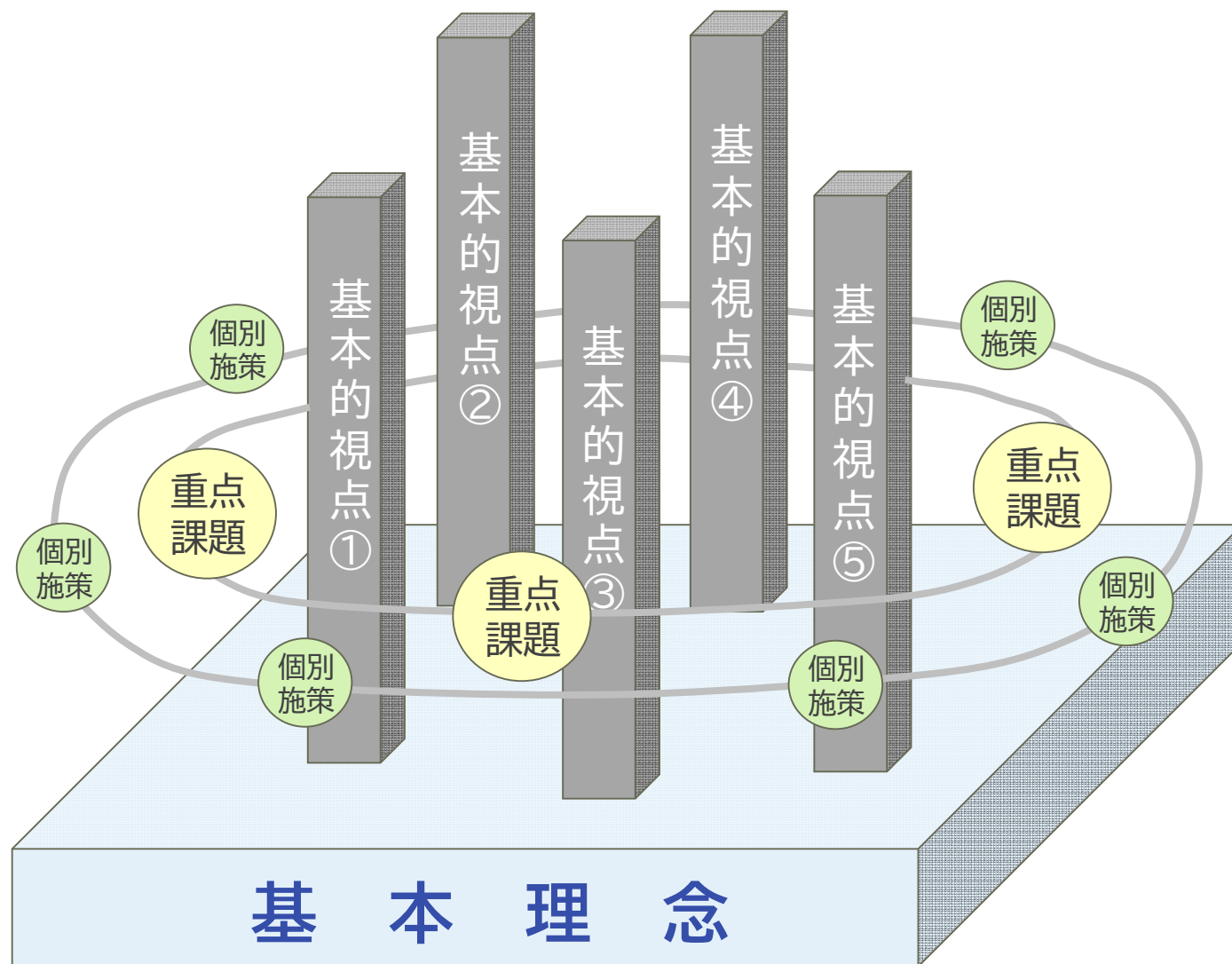
計画策定スケジュール

本会議のスケジュール



次期ながふく障がい者プランの骨格

基本理念を基盤として、基本的視点を位置付けます。また、社会情勢や現計画の評価を踏まえた重点課題及び個別施策を相互に関連付けていきます。



令和8年3月18日の協議会での委員意見より

1 情報提供・情報共有の充実

- ・ 福祉サービスや制度の情報が十分に届いていない。
- ・ 転入者や当事者家族への情報提供が十分でない。
- ・ 福祉ガイドや窓口説明が分かりにくい。
- ・ 就労や地域活動に関する情報発信の強化が必要。
- ・ 「選択肢を知ること」が自立の第一歩である。

3 相談支援体制の充実

- ・ 相談窓口が分かりにくく初期段階で戸惑う人がいる。
- ・ 相談支援事業所は家族に次ぐ重要な支援資源となっている。
- ・ 必要な支援につながる仕組みが必要。
- ・ 手話通訳など相談時の意思疎通支援も課題である。
- ・ 制度で解決できない課題にも寄り添う姿勢が求められる。

5 教育と福祉の連携強化

- ・ インクルーシブ教育の推進に環境整備や人材育成が追いついていない。
- ・ 教員の障がい理解や特別支援教育に関する知識向上が必要。
- ・ 特別支援コーディネーター等の機能強化が求められる。
- ・ 教育と福祉のさらなる連携が必要。

7 地域共生社会の実現

- ・ 「声なき声」を受け止める姿勢が重要。
- ・ 福祉の担い手だけでは課題解決をすることは難しく、多様な主体の参画が必要。
- ・ 専門職だけでなく、身近な人をはじめ多様な人が支え手となる地域づくりが重要。
- ・ 持続可能な支え合いの仕組みづくりが求められる。

2 合理的配慮の推進と障がい理解の促進

- ・ 合理的配慮の考え方が十分に浸透していない。
- ・ 企業、行政職員、地域住民への継続的な啓発が必要。
- ・ 分かりやすい説明など適切な配慮の実践が求められる。
- ・ 障がいへの理解を深め、差別や誤解を減らす取組が必要。

4 就労・社会参加の推進

- ・ 「働けない」のではなく、「働く場が少ない」現状がある。
- ・ 精神障がい者や知的障がい者の雇用継続支援が必要。
- ・ 経済的課題や生活課題の解決には就労が重要である。
- ・ 学齢期から進路・就労選択を支援する取組が必要。
- ・ 障がいのある人が地域で活躍できる場を広げることが必要。

6 防災対策の推進

- ・ 在宅避難者を含めた避難体制の整備が必要。
- ・ 介助犬への理解促進が必要である。
- ・ 福祉避難所や事業所の業務継続計画（BCP）の強化が求められる。
- ・ 関係機関が連携した防災体制づくりが必要。

令和8年7月15日の協議会での委員意見より

1 相談支援、情報提供の充実

- ・ 保護者や当事者に必要な情報や市の取組が十分に届いていない。
- ・ 家族が相談窓口につながるための情報や学ぶ機会が不足している。
- ・ 福祉サービスにつながっていない人への支援を継続していくことが重要である。
- ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制のさらなる充実が求められる。

3 就労と社会参加

- ・ 「働く」ことを早い段階から体験し、意識できる機会は大切である。
- ・ 就労につまずいた人が再チャレンジできる環境があるとよい。
- ・ 就労後も継続したフォローが必要。
- ・ 65歳以降も、希望に応じた就労機会の確保が必要である。

5 人材・地域とのつながり

- ・ 福祉人材の不足は、生活に直結する大きな課題である。
- ・ ピアサポーターなど多様な人材を活用したい。
- ・ 当事者や家族が、地域住民や学生とつながる機会を増やしたい。

2 意思決定支援、家族支援

- ・ 意思決定支援を基本的な考え方として位置付けたい。
- ・ 将来や「親亡き後」を見据えた視点を持つことが不可欠である。
- ・ 保護者だけでなく、きょうだい児を含めた家族支援が必要である。
- ・ 将来を見据えて、本人・家族・支援者が早い段階から関わる事が重要である。

4 地域での安全安心な生活

- ・ 緊急時に障がいのある人を誰がどう支えてくれるのか分からず不安がある。
- ・ 医療的ケア児者のみならず、重症心身障がい者、強度行動障害のある人への災害対策が十分ではない。
- ・ 緊急時に備えて、関係者が夜間を含めた生活状況の把握が必要である。

6 保健・福祉の連携

- ・ メンタルヘルスは誰にとっても身近な課題である。
- ・ 障がい認定の有無にかかわらず、支援できる体制がほしい。
- ・ 保健と福祉の連携をさらに強化していく。

事業所アンケートより

□ サービス基盤は拡充傾向にある

訪問系サービス以外のサービスは、拡大意向が見られる。特に、障害児通所支援については、毎年、事業所が増えており、既存事業所も需要を見据えた事業拡大の傾向がある。

□ 人材確保・定着・育成が大きな課題

人材不足や育成への懸念、不安が多く、それがサービス提供体制にもつながっている。研修等を通じた福祉人材の確保・育成・定着に対する支援を求める意見が目立つ。

□ 地域や関係機関との連携強化が求められている

相談支援事業所や基幹相談支援センターとの連携は進んでいる一方、福祉分野以外の市役所担当課や地域関係者、関係団体等との連携には課題があるとの認識が見られる。

□ 地域生活を支える資源や支援体制の充実が必要

地域活動支援センターや居場所、家族支援、レスパイト、地域交流の場など、障がいのある人の地域生活を支える社会資源の充実を求める意見が多く見られた。

相談員アンケートより

□ 複雑化・重層化する相談への対応負担の増加

経済的困窮、社会的孤立、医療課題、8050問題など、障がい福祉以外の課題を併せ持つケースが多い。

□ 地域資源不足とサービス調整の困難

「地域に必要な資源がない」が最多で、サービス提供事業所の不足や制度の狭間のケースへの対応に課題を感じている。

□ 多機関連携の必要性和役割の曖昧さ

他分野との連携では、支援範囲や責任の所在が不明確との意見が多く、市役所他部署や保育・教育分野との連携強化が求められている。

□ 相談支援の質向上と地域づくり機能の強化

インテークやモニタリングは概ね実施できている一方、地域課題の発信や資源開発、意思決定支援の取組には課題が見られる。

□ 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化

相談支援の中核的機能を担う基幹相談支援センターとの連携については相談員全員が「十分」と回答している。困難ケースへの助言や学習機会の提供等により、相談員の育成やネットワークの強化が進んでいる。



団体ヒアリングより

□相談支援・情報提供体制の強化

「どこに相談したらいいかわからない」「制度や福祉サービスの仕組みがわからない」「窓口がたくさんあり分かりづらい」等の意見が多く、福祉・医療・教育・就労をつなぐ包括的な相談支援体制と、わかりやすい情報発信が求められている。

□地域生活を支える社会資源の充実

「土日に障がい事業所がやっていない」「障がいにより事業所が利用できない」「余暇活動の場がない」といった意見があり、家族負担や社会的孤立につながっている。障がいのある人が地域で安心して暮らし、参加できる居場所や活動機会の充実が求められている。

□教育の充実と切れ目のない支援

支援学級や通常学級における支援体制の充実、グレーゾーンを含めた早期支援、教職員の専門性向上を求める意見が多く聞かれた。また、学校卒業後の進路や就労、福祉サービスへの移行に不安を感じる声も多く、教育・福祉・医療・就労が連携した切れ目のない支援体制の構築が求められている。

□将来を見据えた安心・安全な生活基盤の充実

「親亡き後」の生活や住まいへの不安に加え、災害時の避難支援や情報保障など、将来にわたる生活への不安が多く聞かれた。安心して地域で暮らし続けられるよう、住まい、防災、地域の支援体制の充実が求められている。

□理解促進と合理的配慮の推進

障がいへの理解不足や偏見、コミュニケーション支援の不足により、地域活動、就労など社会参加のハードルが依然として高い。

障がい特性に応じた合理的配慮の普及や、市民・事業者への理解啓発、意思疎通支援の充実が必要である。



次期ながふく障がい者プランの基本理念（案）

- 全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、単身世帯の増加や地域とのつながりの希薄化などを背景に、孤独・孤立への対応や、制度の狭間にある課題、必要な支援につながらない人への対応が求められています。また、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据えた支援、身寄りのない人への支援など、新たな課題への対応も重要となっています。
- こうした状況の中、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、一人ひとりの状況やライフステージに応じた障害福祉サービスや相談支援の充実、権利擁護の推進、就労や社会参加の促進など、障害福祉施策を総合的に推進していくことが必要です。
- 一方で、障がいのある人が自分らしく暮らし続けるためには、公的なサービスだけでなく、地域の理解や支え合い、必要なときに支援につながる関係づくりが欠かせません。
- 「第6次長久手市総合計画」では、「幸せが実感できる共生のまち長久手～そして、物語が生まれる～」を将来像に掲げ、「第3次地域福祉計画」では、「気づき、つながり、届き、支え合う、共生のまち ながくて」を基本理念として、地域共生社会の実現を目指しています。
- 本計画においても、この考え方を踏まえ、障害福祉施策の充実を図るとともに、市民、地域、関係機関、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら支え合い、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の中で役割や居場所を持ち、自分らしく暮らし続けられるまちを目指します。



基本理念(案)

互いを尊重し、支え合い、自分らしく暮らせる共生のまち ながくて

本人主体と 意思決定の尊重

障がいの有無や程度にかかわらず、一人ひとりの希望や選択を尊重し、本人を中心とした支援を推進

分野横断的な 連携と協働

保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係機関に加え、地域住民や事業者、当事者団体等との連携・協働を推進

理解促進・合理的 配慮の推進

障がい理解を深め、多様な人々が互いに尊重し合い、支え合う地域づくりを推進

情報アクセシビリティ の向上

必要な情報に円滑にアクセスできる環境を整え、制度やサービス、相談窓口等に関する分かりやすい情報提供を充実し、本人の意思決定を支援

多様性を認め合う インクルーシブ社会 の推進

障がい特性に応じた適切な支援を推進し、誰もが地域の一員として学び、働き、参加できる社会の推進

重点1

地域とのつながりと 社会参加を支える環境づくり

障がいのある人を支える環境は着実に整備されてきた一方で、制度の狭間で支援が行き届かない人や、支援の必要性があっても適切な支援につながっていない人など、社会参加できる環境づくりには課題が残る。

障がいの有無に関わらず地域で自分らしく暮らしていくためには、余暇活動、就労、居場所など、多様な社会参加の機会を確保することが重要である。障がいのある人が希望に応じて地域とのつながりを持ち、役割や生きがいを感じながら活躍できる地域づくりが求められている。

重点2

こどもの発達を支える 切れ目のない支援

乳幼児健診から保育、就学、進学、福祉サービス、社会参加へとライフステージが移行する中で、支援機関や制度が変わることにより、支援が途切れたり、情報や支援方針の共有が十分に行われない場面がある。

こどもとその家族が一貫した支援を受けられるよう、中核的な支援機関を中心とした関係機関の連携を強化し、切れ目のない支援体制づくりが求められている。

重点3

支援力を高めるための 人材育成とネットワークづくり

支援ニーズが増加・複雑化する中、支援を担う人材の確保や育成が喫緊の課題となっている。

地域の事業所、当事者団体等が顔の見える関係を築き、相互に学び合い、人材を育成し合える環境を整えとともにそれぞれの強みを生かしながら連携することで、地域全体の支援力を高めていくことが求められている。

基本分野と個別施策の項目（案）

基本分野	施策項目(案)
生活支援	相談支援体制の充実 / サービスの質の確保 / 経済的自立の支援 / スポーツ・文化芸術活動の充実 / 人材育成・確保 / 地域移行の推進
生活環境	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 / 外出促進・移動支援 / 防災・防犯体制の整備 / サービス提供体制の確保
教育・育成	一貫した相談支援体制の整備 / インクルーシブ教育の推進 / 児童発達支援センターの機能強化
雇用・就業・社会参加	就労・進路選択の支援 / 福祉的就労への支援 / 雇用の確保と拡大
差別解消・理解促進	広報・啓発活動 / 福祉教育の実施 / 権利擁護支援 / 差別解消の推進 / 交流活動の推進 / 地域での支え合いの体制づくり
保健・医療	疾病の予防と早期発見 / 早期療育の充実 / 保健・医療・福祉の連携支援体制の整備

※個別施策の項目については、今後、各課等への照会等により整理を行う。

(参考) 現計画の体系図

基本理念

互いに声を掛け合いながら支え合い
自分らしく暮らせるまち ながくて

重点項目	基本分野	施策項目	頁
助けが必要な人の把握と支援へのつながり	1 生活支援	1. 障害福祉サービス等の充実と質の確保（6事業） 2. 包括的な相談支援体制の仕組みづくり（6事業） 3. 経済的な負担軽減のための支援（8事業）	16
早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保	2 保健・医療	1. 早期発見・支援への取組（6事業） 2. 医療などが必要な人への支援の充実（7事業）	19
障がい児の切れ目のない支援体制の充実	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	1. 教育、文化芸術活動・スポーツ等（7事業）	21
就労に関わる機会の充実	4 雇用・就業	1. 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進（4事業） 2. 福祉的就労の充実（3事業）	22
学び・理解、交流による地域共生の推進	5 生活環境	1. 地域における支え合いの体制づくり（5事業） 2. 外出の促進及び移動に関する支援（10事業） 3. わかりやすい情報発信とコミュニケーション（4事業）	24
医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり	6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援	1. 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消（7事業） 2. 権利擁護に関する支援（3事業）	27
災害時に向けた体制づくり	7 防災・防犯	1. 防災及び緊急時の支援の充実（7事業）	29

第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画について

両計画は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」を踏まえて策定する。

3. 基本指針見直しの主な事項

出典:厚生労働省資料

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用への要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

1 計画の成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 指針

項目	内容
地域移行者数	令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
施設入所者数	令和11年度末の施設入所者数を令和7年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

■ 活動指標

項目	内容
地域移行者数	令和7年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
施設入所者数の削減 (令和11年度末)	令和7年度末の全施設入所者数から減少する人数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 指針

項目	内容
【新規】 住民のこころの状態 (K6)	地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握する。その際には、K6という尺度を活用し、評価することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（つづき）

活動指標

項目	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
【新規】 心のサポーター養成研修実施回数	心のサポーターの養成のための心のサポーター養成研修の一年間の実施回数の見込みを設定する。
精神障害者の地域移行支援の利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援の利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助の利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助の利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
【新規】 精神障害者の短期入所の利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

■ 指針

項目	内容
一般就労への移行者数	令和6年度の一般就労への移行実績の1.31 倍以上が令和11年度中に一般就労に移行することを基本とする。
就労移行支援事業	令和6年度の一般就労への移行実績の1.14 倍以上とすることを基本とする。なお、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労継続支援A型事業	令和6年度の一般就労への移行実績の概ね1.52 倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援B型事業	令和6年度の一般就労への移行実績の概ね1.67 倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業利用者	令和6年度の就労定着支援事業利用者数の概ね1.47 倍以上とすることを基本とする。
【新規】 就労選択支援事業所の設置	就労選択支援事業所を一事業所以上設置することを基本とする。

■ 本市の目標設定

項目	内容
一般就労への移行者数	1.31倍以上
就労移行支援事業	1.14倍以上
就労移行支援事業所	一般就労への移行者した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
就労継続支援A型事業	1.52倍以上
就労継続支援B型事業	1.67倍以上
就労定着支援事業利用者	1.47倍以上
【新規】 就労選択支援事業所の設置	1事業所以上

第8期障がい福祉計画

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■本市の目標設定

項目	内容
コーディネーターの配置	令和11年度末までに地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置する。
地域生活支援拠点等の充実	令和11年度末までに地域生活支援拠点等において、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、運用状況の検証及び検討を実施する。
強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実	令和11年度末までに強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した体制の整備を進める。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■指針

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	令和11年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	令和11年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
【新規】 のぞまないセルフプランの件数	セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

第8期障がい福祉計画

(5) 相談支援体制の充実・強化等（つづき）

■本市の目標設定

項目	内容
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置
	基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合
	基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無
協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組	協議会の実施回数
	プロジェクトチームの設置数
	個別事例の検討を通じて抽出した課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数
【新規】 セルフプラン率	障害福祉サービス等利用者のうち、のぞまないセルフプラン(本人又は家族がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成しているもの)の件数

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■指針

項目	内容
障害福祉サービス等の質の向上	令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

■本市の目標設定

項目	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加者見込み数

2 障害福祉サービス

令和11年度までの各年度における種類ごとの実施に関する考え方、必要量の見込み、確保方策を定める。

訪問系サービス

- 居宅介護の利用者数、利用時間数
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数
- 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数

日中活動系サービス

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 療養介護の利用者数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数

居住系・施設系サービス

- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

計画相談支援・地域相談支援

- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

3 地域生活支援事業

本市の実情に応じ、実施事業、令和11年度までの各年度における実施に関する考え方、必要量の見込み、確保方策を定める。

理解促進事業・自発的活動支援事業

- 理解促進事業の実施状況
- 自発的活動支援事業の実施状況

成年後見制度利用支援事業・法人後見支援事業

- 市長申立件数
- 後見人等への報酬助成件数
- 市民後見の育成人数
- 法人後見実施機関の育成法人数

相談支援事業

- 障害者相談支援事業の事業所数
- 障がい者自立支援協議会の設置状況
- 基幹相談支援センターの設置及び機能強化事業の実施状況
- 住宅入居等支援事業の実施状況

3 地域生活支援事業(つづき)

意思疎通支援事業

- 手話通訳者・要約筆記者派遣件数
- 手話通訳者設置事業

日常生活用具給付等事業

- 介護・訓練支援用具の支給件数
- 自立生活支援用具の支給件数
- 在宅療養等支援用具の支給件数
- 情報・意思疎通支援用具の支給件数
- 排せつ管理用具の支給件数
- 居住生活動作補助用具(住宅改修)の支給件数

その他の事業

- 日中一時支援事業の利用者数、利用日数
- 訪問入浴サービス事業の利用者数、利用日数
- 要約筆記ボランティア養成研修事業の修了者数
- 自動車運転免許取得費助成事業の件数
- 身体障害者用自動車改造助成事業の件数

手話奉仕員養成研修事業

- 手話奉仕員養成研修修了者数

移動支援事業

- 移動支援事業の利用者数、利用時間数

地域活動支援センター事業

- 地域活動支援センター事業の利用者数、利用日数

発達障がい児者及び家族等支援事業

- 周知・啓発事業の取組数

1 計画の成果目標

障がい児支援の提供体制の整備等

■ 指針

項目	内容
【新規】 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保	令和11年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各市町村または各圏域において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 (1)幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (2)地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (3)地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (4)地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
【新規】 インクルージョン推進のための協議の場の設置	令和11年度末までに、各市町村または各圏域において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和11年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和11年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
【新規】 伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

第4期障がい児福祉計画

■本市の目標設定

項目	内容
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保	令和11年度末までに次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保に向け検討を行います。 (1)幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (2)地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (3)地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (4)地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
インクルージョン推進のための協議の場の設置	令和11年度末までに保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に向け検討を行います。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の検討	令和11年度末までに圏域に主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に向け検討を行います。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和11年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向け検討を行います。
伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	令和11年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保に向け検討を行います。

2 障害児通所支援

令和11年度までの各年度における種類ごとの実施に関する考え方、必要量の見込み、確保方策を定める。

- 児童発達支援の利用者数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用者数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用者数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用者数、利用日数

- 障害児相談支援の利用者数
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置数
- 保育所、認定こども園等での障がい児の受入人数